平成２１年（フ）第１３５号
高知市曙町１丁目19番26号　コスモハイツ208号
債務者　山﨑　信明
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１３６号
高知市曙町１丁目19番26号　コスモハイツ208号
債務者　山﨑　保子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１３７号
高知市曙町１丁目19番26号　コスモハイツ208号
債務者　山﨑麻美子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４７号
高知県四万十市渡川２丁目３番１号
債務者　清水　　直
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第４８号
高知県四万十市渡川２丁目３番１号
債務者　清水　亜紀
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第５１号
高知県宿毛市高砂37番24―12号
債務者　上岡　　高
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第４９号
福岡県行橋市大字大野井435番地10、住民票上の住所福岡県京都郡苅田町大字山口1322番地
債務者　福田佳代子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第５０号
福岡県行橋市大字大野井435番地10
債務者　松久千佳子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第５６号
福岡県行橋市泉中央４丁目14番７号
債務者　財津　和美
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第５８号
福岡県京都郡みやこ町犀川大村61番地１
債務者　中村　篤志
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第３８８号
青森県むつ市大畑町南町33番地
債務者　新井田日出明
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９３号
千葉県柏市藤心１丁目18番13号
債務者　福岡　新一
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４５８号
千葉県柏市藤ケ谷563番地１
債務者　岩井智恵子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４５９号
千葉県柏市藤ケ谷563番地１
債務者　岩井　沙織
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４６０号
千葉県柏市藤ケ谷563番地１
債務者　岩井恵里加
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４６１号
千葉県柏市藤ケ谷563番地１
債務者　岩井優里子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４６５号
千葉県松戸市新松戸７丁目114番地ヴェルデイ壱番館205号
債務者　小山内純子（旧姓増子）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部